

保護対象施設一覧

北海道

施設	範囲	備考
学校 図書館 児童福祉施設 病院（ ）	100m以内	病院は近隣商業地域・商業地域に設置されているものを除く 公安委員会が、良好な風俗環境を保全する為に支障がないと認めて指定する地域を除く

青森県

施設	施設の所在する地域	範囲	備考
学校 児童福祉施設	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	50m以内	指定外地域・都市計画法4条2項の都市計画区域以外の地域および同項の都市計画区域のうち、同号の用途地域が定められていない地域
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 指定外地域（ ）	100m以内	
病院	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	30m以内	
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 指定外地域（ ）	100m以内	

岩手県

施設	区域		備考
学校	100m以内の	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域()	これらの地域のうち住居の用に併せて商業等の用に供されている地域として公安委員会規制で定める地域のみ
	30m以内の	商業地域	
	60m以内の	その他の地域	
病院 診療所(有床)	60m以内の	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域()	
	10m以内の	商業地域	
	30m以内の	その他の地域	

宮城県

施設	営業所を設置する地域	範囲	備考
学校(大学を除く)	商業地域	70m以内	児童遊園 児童福祉法40条
保育所	近隣商業地域	80m以内	
児童遊園()	準工業地域	100m以内	児童公園 都市公園法施行令2条1項1号に規定する「都市公園」のうち児童の遊戯に適する施設として少なくとも広場のほか、ぶらんこ、すべり台または砂場のいずれかが設けられているもの
児童公園()	その他の地域		
図書館			
病院 診療所(有床)	商業地域	50m以内	
	近隣商業地域	70m以内	
	準工業地域		
	その他の地域	100m以内	

秋田県

施設	施設の所在する地域	範囲	備考
学校(大学を除く)	近隣商業地域	40m以内	
図書館	商業地域		
児童福祉施設	準工業地域	70m以内	
病院	工業地域		
診療所(有床)	その他の地域	100m以内	

山形県

施設	施設の所在する地域	範囲	備考
学校	商業地域	80m以内	
児童福祉施設(児童遊園を除く)	近隣商業地域	100m以内	
	その他の地域		
病院 診療所(有床)	商業地域	60m以内	
	近隣商業地域	80m以内	
	その他の地域		

福島県

施設	営業所を設置する地域	範囲	備考
学校 図書館 児童福祉施設	商業地域	30m以内	
	近隣商業地域	50m以内	
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		
	その他の地域	70m以内	
病院 診療所(有床)	商業地域	20m以内	
	近隣商業地域	30m以内	
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		
	その他の地域	50m以内	

東京都

施設	区域		備考
大学 病院(第一種助産施設を含む)() 診療所(有床)()	50m未満の	近隣商業地域	近隣商業地域については、8床以上の診療所が50m未満、7床以下の診療所及び第二種助産施設が20m未満。 商業地域については、8床以上の診療所が20m未満、7床以下の診療所及び第二種助産施設が10m未満。 第一種助産施設 : 児童福祉施設最低基準第15条第2項 第二種助産施設 : 児童福祉施設最低基準第15条第3項
	20m未満の	商業地域	
	100m以内の	その他の地域	
学校(大学を除く) 図書館 児童福祉施設 (助産施設を除く)	50m未満の	商業地域	
	100m以内の	その他の地域	

茨城県

施設	範囲	備考
学校(大学を除く) 図書館 児童福祉施設 病院 診療所(10床以上)	100m以内	当該施設が商業地域にある場合には50m以内
大学	50m以内	

栃木県

施設	区域		備考
学校 (幼稚園を除く) 児童福祉施設 (保育所を除く)	50m以内の	商業地域	温泉地域： 日光市のうち川治温泉川治、川治温泉高原、藤原、鬼怒川温泉滝、鬼怒川温泉大原、湯西川、川俣及び湯元 那須塩原市のうち、板室、百村、塩原、上塩原、中塩原及び湯元塩原 那須郡那須町のうち大字湯本及び大字高久乙 那須郡那珂川町のうち小口
	80m以内の	準工業地域および温泉地域 ()	
	100m以内の	その他の地域	
図書館 病院 診療所(有床)	40m以内の	商業地域	
	50m以内の	準工業地域および温泉地域 ()	
70m以内の	その他の地域		
幼稚園 保育所	30m以内の	商業地域	
	40m以内の	準工業地域および温泉地域 ()	
	60m以内の	その他の地域	

群馬県

施設	施設の所在する地域	範囲	備考
学校(大学を除く)	商業地域	50m以内	専修学校 学校教育法 82条の2 各種学校 学校教育法 83条 1項
	その他の地域	100m以内	
病院 診療所(有床)	商業地域	40m以内	
	その他の地域	90m以内	
図書館 児童福祉施設 大学 専修学校 各種学校	商業地域	30m以内	
	その他の地域	70m以内	

埼玉県

施設	施設の所在する地域	範囲	備考
学校(大学を除く)	さいたま市大宮区仲町一丁目・二丁目	50m以内	条例により広範囲で指定されている。 特別養護老人ホーム 老人福祉法 5条の3
	商業地域 さいたま市・川口市の一部 ()	70m以内	
	その他の地域	100m以内	
大学 図書館 病院 診療所(有床) 児童福祉施設 特別養護老人ホーム	さいたま市大宮区仲町一丁目・二丁目	30m以内	
	商業地域	50m以内	
	さいたま市・川口市の一部 ()		
	その他の地域	70m以内	

千葉県

施設	範囲	備考
学校 (大学を除く) 保育所	100m以内 (70)	施設が商業地域 (公安委員会告示で例外が定められている)にある場合は ()の範囲
大学 図書館 児童福祉施設 (保育所を除く) 病院 診療所 (有床)	70m以内 (50)	

神奈川県

施設	範囲	備考
学校 (大学を除く)	100m以内	営業所が商業地域にあるときは、30m以内の地域
大学 図書館 児童福祉施設 病院 診療所 (有床)	70m以内	

新潟県

施設	区域		備考
学校 保育所 指定保育所 ()	100m以内の	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	指定保育所：新潟県旅館業法における社会教育施設等の指定及び衛星措置の基準等に関する条例「2条 11項 9号に基づき、児童福祉施設に類する施設として知事が指定した施設 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域にあつては一般国道の敷地境界線から30m以内を除く 病院については、商業地域では規制されていない。
	30m以内の	商業地域 近隣商業地域 準工事地域	
	50m以内の	その他の地域	
病院	100m以内の	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	
	30m以内の	近隣商業地域 準工事地域	
	50m以内の	その他の地域	

山梨県	施設	区域		備考
	学校 図書館 指定保育所 (児童遊園を除く)	50m以内の (若干の例外がある)	商業地域	
博物館 病院 診療所 (有床)	100m以内の	その他の地域		

長野県	施設	営業所を設置する地域	範囲	備考
	学校 図書館 児童福祉施設	商業地域		30m以内
病院	その他の地域		100m以内	

静岡県	施設	区域		備考
	学校 図書館 児童福祉施設	50m以内の	商業地域	
病院 診療所 (有床)	100m以内の	その他の地域		

富山県	施設	区域		備考
	学校 (大学を除く)	70m以内の	商業地域	若干の例外がある
	児童福祉施設	100m以内の	その他の地域	
	大学	50m以内の	商業地域	
	病院	70m以内の	その他の地域	
図書館				

石川県	施設	範囲	備考
	学校 (大学を除く) 図書館 児童福祉施設 病院	100m以内	<p>営業所が近隣商業地域にあるときは、50m以内</p> <p>営業所が商業地域 (市の区域の商業地域を除く)にあるときは、30m以内</p> <p>市の区域の商業地域のあるときは、制限しない。</p>

福井県	施設	区域		備考
	学校 病院 診療所(有床) 図書館 児童福祉施設	30m以内の	商業地域	
	100m以内の	その他の地域		

岐阜県	施設	範囲	備考
	学校(大学を除く) 病院 診療所(有床) 図書館 保育所	100m以内	施設が商業地域にあるときは、50m以内 岐阜市について若干の例外がある。

愛知県	施設	営業所を設置する地域	範囲	備考
	学校(大学を除く)	商業地域	70m以内	
		その他の地域	100m以内	
	保育所 病院 診療所(有床)	商業地域	30m以内	
その他の地域		50m以内		

三重県	施設	営業所を設置する地域	範囲	備考
	学校 病院 診療所(有床) 図書館 児童福祉施設 特定公園()	商業地域	70m以内	特定公園 都市公園法2条1項に規定する公園のうち、都市公園法施行令2条1項に規定する都市公園であって、児童の遊戯に適する広場、ぶらんこ、滑り台、砂場、便所が設けられたもの。
	その他の地域	100m以内		

滋賀県	施設	区域		備考 博物館に相当する施設 博物館法29条
	学校 児童福祉施設	70m以内の	商業地域	
		100m以内の	その他の地域	
	病院 診療所(有床) 図書館	50m以内の	商業地域	
博物館 博物館に相当する施設() 専修学校	70m以内の	その他の地域		

施設	営業所を設置する地域	範囲	備考
京都府 学校 (大学を除く) 児童福祉施設 病院 診療所 (有床) 図書館	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	100m以内	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域のうち、 国道・府道の側端から25m以内の地域 駅の周囲50mの地域
	京都市の若干の地域	70m以内	
大学 保健所 博物館	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	70m以内	
	京都市の若干の地域	50m以内	

施設	範囲	備考
大阪府 学校 各種学校 () 保育所 病院 診療所 (有床)	100m以内 (50)	各種学校のうち主として外国人の幼児、児童、生徒等に対して教育を行うもの 施設の敷地が商業地域にあるときは、()の範囲 大阪府について、公安委員会規則で定める例外がある。

施設	営業所を設置する地域	範囲	備考
兵庫県 学校 図書館 保育所	(神戸市)三宮地区 (1) (神戸市)福原地区 (1) (尼崎市)神田新道地区 (1) (姫路市)魚町地区 (1)	50m以内	1 条例別表 で定める地域 2 商業地域のうち、三宮地区、福原地区、神田新道地区、魚町地区 (条例別表 で定める地域)を除く。
	商業地域 (2)	70m以内	
	その他の地域	100m以内	
病院 診療所 (有床)	(神戸市)三宮地区 (1) (神戸市)福原地区 (1) (尼崎市)神田新道地区 (1) (姫路市)魚町地区 (1)	30m以内	
	商業地域 (2)	50m以内	
	その他の地域	70m以内	

奈良県

施設	範囲	備考
学校 図書館 保育所 病院 診療所(有床)	100m以内	施設の敷地が商業地域にある場合で、その商業地域に営業所を設置するときは、50m以内

和歌山県

施設	営業所の所在する地域	範囲	備考
学校	商業地域	50m以内	乳児院、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設
図書館 児童福祉施設()	その他の地域	100m以内	
病院 診療所(5床以上)		50m以内	

鳥取県

施設	区域		備考
学校	80m以内の	商業地域	
	100m以内の	その他の地域	
図書館 児童福祉施設 診療所(有床)	50m以内の	商業地域	
	60m以内の	その他の地域	
病院	60m以内の	商業地域	
	70m以内の	その他の地域	

島根県

施設	施設を設置する地域	範囲	備考
学校(大学を除く)	商業地域	60m以内	
図書館 児童福祉施設	その他の地域	80m以内	
病院 診療所(有床)	商業地域	40m以内	
	その他の地域	60m以内	

岡山県

施設	営業所を設置する地域	範囲	備考
学校	商業地域	50m以内	真庭市湯原温泉、下湯原及び豊栄
図書館 児童福祉施設	その他の地域	70m以内	
病院 診療所(有床)	商業地域	30m以内	美作市湯郷及び中山苫田郡鏡野町奥津及び奥津川西
	に定める地域 その他の地域	50m以内	

施設	施設の所在する地域	範囲	備考
学校 (大学を除く) 図書館	商業地域	70m以内	
	近隣商業地域	80m以内	
	その他の地域	100m以内	
病院 診療所 (4床以上) 児童福祉施設	商業地域	20m以内	
	近隣商業地域	30m以内	
	その他の地域	50m以内	

施設	施設の所在する地域	範囲	備考
学校	商業地域	70m以内	
	その他の地域	100m以内	
図書館 博物館 児童福祉施設	商業地域	30m以内	
	その他の地域	50m以内	
病院 診療所 (有床)		50m以内	

施設	範囲	備考
学校 (大学を除く) 図書館 児童福祉施設 病院 診療所 (有床)	100m以内	徳島市の一部の地域を除く

施設	区域		備考
学校 図書館	70m以内の	商業地域 近隣商業地域	・公安委員会規則で定める地域 ・国道または県道のそれぞれの各一側について幅30m以内の区域
	100m以内の	その他の地域	
病院 診療所 (有床)	20m以内の	商業地域 近隣商業地域	
	50m以内の	その他の地域	

施設	区域		備考
学校 (大学を除く) 図書館	50m以内の	商業地域	
	70m以内の	その他の地域	
児童福祉施設	30m以内の	商業地域	
病院 診療所 (有床)	50m以内の	その他の地域	

高知県

施設	区域		備考
学校 図書館 児童福祉施設	25m以内の	近隣商業地域 商業地域 公安委員会規則で定める地域	一般国道・県道の各一側について幅50mの区域内にある地域に限る。
	75m以内の	第一種住居地域() 第二種住居地域() 準住居地域()	
	50m以内の	その他の地域	
病院 診療所(有床)	10m以内の	近隣商業地域 商業地域 公安委員会規則で定める地域	
	50m以内の	第一種住居地域() 第二種住居地域() 準住居地域()	
	25m以内の	その他の地域	

福岡県

施設	営業所を設置する地域	範囲	備考
学校(大学を除く)	商業地域	70m以内	
	その他の地域	100m以内	
児童福祉施設	商業地域	50m以内	
病院	その他の地域	70m以内	
図書館	商業地域	30m以内	
	その他の地域	50m以内	

佐賀県

施設	営業所を設置する地域	範囲	備考
学校	商業地域	50m以内	
	その他の地域	100m以内	
図書館	商業地域	20m以内	
児童福祉施設	その他の地域	50m以内	
病院	商業地域	20m以内	
診療所(有床)	その他の地域	50m以内	

長崎県

施設	範囲	備考
学校	100m以内	営業所が商業地域にある場合は、()の範囲
図書館	(70)	
病院	50m以内	
診療所(有床)	(20)	

熊本県

施設	営業所を設置する地域	範囲	備考
学校 (大学・幼稚園を除く)	熊本市・八代市の一部 ()	70m以内	条例 4条の 2参照
	商業地域	100m以内	
	その他の地域	100m以内	
病院 診療所 (10床以上)	熊本市・八代市の一部 ()	規制なし	
	商業地域		
	その他の地域	50m以内	

大分県

施設	範囲	備考
学校 図書館 病院 児童福祉施設	100m以内 (50)	営業所が近隣商業地域、 商業地域その他公安委員会 規則で定める地域にあるとき は () の範囲
病院 診療所 (有床) 助産所 (有床)	80m以内 (30)	公安委員会規則で定める 地域： 津久見市大字保土島 姫島村 竹田市直入町大字長湯 九重町大字町田 日田市天瀬町桜竹、天瀬 町赤岩、天瀬町湯山及び天 瀬町合田 助産所 医療法 2条

宮崎県

施設	範囲	備考
学校 (大学を除く) 図書館 児童福祉施設	100m以内 (50)	営業所が商業地域にある 場合には、() の範囲
病院 診療所 (有床)	50m以内 (10)	

鹿児島県	施設	範囲	備考
	学校 (大学を除く) 図書館 保育所	100m以内 (50)	施設の敷地が商業地域にある場合には、()の範囲 公安委員会が定める地域を除く。
	病院 診療所 (19床)	50m以内 (30)	

沖縄県	施設	区域		備考
	学校 図書館	50m以内の	商業地域	施設が商業地域にある場合は、50m以内。
	児童福祉施設 病院 診療所 (有床)	100m以内の	その他の地域 ()	

営業所を設置する地域」… 営業所を設置しようとしている地域がどのような地域にあるかによって、制限地域の範囲 (保護対象施設からの距離) が異なる。

施設の所在する地域」… 保護対象施設がどのような地域にあるかによって、制限地域の範囲が異なる。